

◎新潟県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市安塚区細野字入道久保106番1から	新	11.4～27.8メートル	58.8メートル
同市安塚区細野字入道久保120番1まで	旧	8.8～27.8メートル	60.1メートル